

議 事 録

会 議 名	平成24年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成24年3月27日(火)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	4番 石黒 明		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第3条の規定による許可申請 2. 下限面積（別段の面積）の設定について [報告] 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 [その他] 4. 平成23年度の活動の点検評価及び平成24年度の活動計画について 5. 平成25年度県農林業施策並びに予算に関する要望について		
会議の概要	<p>会 長：それでは、ただ今から、平成24年第3回定例総会を開会いたします。欠席委員は、4番石黒委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、2番石塚委員と5番藤井委員を指名いたします。本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第3条の規定による許可申請ほか、全5件であります。</p> <p>会 長：初めに、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号2号及び3号は関連案件ですので、2件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号2，3号を朗読）</p> <p>まず、2号の案件ですが、借受人が農業規模の拡大をするにあたり、人手不足の実姉の農地を使用貸借するものです。借受人の耕作状況についてはご夫婦2人で農業に常時従事しており、トラクター等の大型機械も所有しネギ、白菜等露地野菜を栽培しております。申請地までの通作距離は約800mで、徒歩でも約10分の所にあります。また、寒川町農業委員会が定める下限面積である40アールを超えることとなり、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続いて3号の案件ですが、譲渡人が人手不足に加え、他の耕作地と離れており耕作が困難になっているため、規模拡大をしたい譲受人に所有権を移転するものです。耕作状況においては、申請地までの通作距離が約400m、徒歩で約5分ということ以外は2号の案件と同じです。したがって、当案件も農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。なお、両案件とも譲受人の住所地である当町の農地について権利を設定、若しくは移転をする案件のため、寒川町</p>		

農業委員会会長の許可案件となります。

会 長：続いて、地区担当の栗田委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日3月22日に事務局職員と現地を確認に行きました。譲受人は40年くらいに渡ってハウストマトを中心に耕作をやってられてたのですが、ここでハウスを解体していたのでどうするのかと思ってました。そこで、2号案件ですが、お姉さんのご主人が亡くなられて大変になったところで、弟の方から話しを持って行ったようです。3号の案件の譲渡人は、同じくハウストマトを栽培している人で、同業者ということで話しがまとまったとのことです。条件の方は、先程事務局が説明したとおりに満たしております。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号及び3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号2号及び3号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

次に、下限面積(別段の面積)の設定について、議案番号4号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4号を朗読)

当案件につきましては、ここで年度も替わることから、あらためてご審議をお願いするものです。参考資料として2010農林業センサスから抜粋して作成しました10アールきざみの総農家数の表と隣接市の下限面積一覧表を添付しております。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番：下限面積が40アールから30アールになることで、デメリットは何かあるのでしょうか。

事務局：デメリットと言えるかどうかわかりませんが、30アールになれば今よりも小規模の農家が新たに農地を取得できることとなりますので、農地の集約化という点では後退するといえるかもしれません。ただ、統計でも明らかのようにそのままでも農地面積の少ない農家が増えており、少しでもやる気のある農家に権利を移してあげたいことを考えれば、致し方がないのではと思います。

会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告番号15号から17号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、事務局より報告事項の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(報告番号15～17号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

	<p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、平成23年度の活動の点検評価及び平成24年度の活動計画について、及び平成25年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：前回の総会后に素案として提示したものに、皆さんのご意見等を参考に、別添のとおり作成いたしました。それぞれここでご承認いただければ、活動の点検評価及び活動計画の方は、町のホームページ上で公表し地域の農業者等から意見及び要望等を募集いたします。県農林業施策並びに予算に関する要望については、湘南地区農業委員会連合会に報告をしてとりまとめていただくことになっております。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>会 長：ありがとうございました。ただいま説明がありました両案件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：それでは、両案件とも承認するという事ですのでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>会 長：では、事務局の方で手続きを進めて下さい。</p> <p>以上をもって、平成24年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成24年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(2番) 石塚雄司

議事録署名人(5番) 藤井 彰

本議事録は、平成24年4月25日、承認・署名を得て確定しました。